

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省29-①)

政策分野名 【施策名】	国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保					担当部局名	消費・安全局(食料産業局、生産局) 【消費・安全局食品安全政策課/消費者行政・食育課、食料産業局食品製造課(食品企業行動室、食品規格室)、生産局農業環境対策課】				
政策の概要 【施策の概要】	食品の生産から消費に至る一連の食品供給行程において安全管理の取組強化が求められている中、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。 このため、①食品の安全性の向上及び生産から消費に至る一連の食品供給行程における取組の拡大、②食品表示の適正化及び食品トレーサビリティ(注1)の取組の推進のための施策を行う。					政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保				
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3 1(1)国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保					政策評価実施予定時期	平成31年8月				
施策(1)	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	「後始末より未然防止」の考え方を基本とし食品の安全性を向上させる。 このため、農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因について、実態を把握した上で適切なリスク管理措置(注2)を講じるとともに、生産から消費に至る一連の食品供給行程において、科学的知見に基づく取組等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えないレベルに抑制										
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度	
ア カドミウム(注3)の推定摂取量	7 µg/kg体重/週 (耐容摂取量)	-	耐容摂取量未満	各年度	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	【測定指標の選定理由】 農林水産省は、化学物質の毒性、国産農畜水産物における含有実態に関する情報に基づき、「優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」(注5)として優先的に実態調査等に取り組むべき化学物質を明らかにした上で必要に応じ安全性向上対策に取り組んでいる。具体的には、 ① 幅広い食品を対象とした含有実態調査により、食品からの摂取量を推定し、食品が安全であるのか、安全性を向上させる必要があるのかを把握 ② 調査の結果、食品からの摂取量の低減が必要と判断したのものについて、安全性向上対策(生産条件・製造・加工工程の改善など)を検討・実施 ③ 安全性向上対策の有効性の検証のプロセスを順次進めているところである。 その中でカドミウムについては、上記の①から③に必要な調査が実施されており、かつ摂取量推定に必要な調査も行われているため、指標として選択した。 また、ダイオキシンについては、環境中に放出される量を減らすことが根本的な安全性向上対策であることから、「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づき、関係府省が協力して排出削減対策を進めてきたところである。同指針に基づいて、農林水産省は農畜水産物等における汚染実態を調査しており、食品からの摂取量の推定が可能であるため、指標に含めることとした。 【目標値の設定の根拠】 国民の健康への悪影響を未然に防止するためには、食品からの摂取量を、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等(TDIやTWI等(注6))を超えないレベルに抑制する必要があることから、各危害要因に設定されている耐容摂取量と推定摂取量を比較して施策の効果を評価し、推定摂取量が耐容摂取量を超えていないことを目標値の「耐容摂取量未満」として設定した。 【基準値の設定】 ア カドミウムの耐容摂取量 食品安全委員会により一週間当たり7 µg/kg体重と設定されている。 イ ダイオキシン類の耐容摂取量 ダイオキシン類対策特別措置法(注7)により一日当たり4 pg-TEQ/kg体重と設定されている。
イ ダイオキシン類(注4)の推定摂取量	4 pg-TEQ/kg体重/日 (耐容摂取量)	-	耐容摂取量未満	各年度	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	

目標② 【達成すべき目標】		生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 国際水準GAPの認証取得経営体数	4,500 経営体	28年度	13,500 経営体	31年度	-	-	5,500 経営体	8,700 経営体	13,500 経営体	国際水準GAP(注8、9)は、 ・ 食品安全、環境保全、労働安全はもとより人権や農場経営管理に関するものも含まれており、農業者の人材育成にもつながること ・ 大手流通、小売り事業者からは、国際水準のGAP認証を取引先に求める動きが拡大しており、国内外での取引において必要な要件となっていくことが見込まれることから、国際水準のGAPを実践する農業者の拡大がきわめて重要となっている。 GAP認証の取得は、農業者自らの販売・経営戦略、取引先の要請等に基づき経営者が判断することであるが、国際水準のGAPを実践する農業者の増加を客観的に確認するため、JGAPおよびGLOBALG.A.P.の認証を取得した経営体数を確認することとした。 認証取得経営体数は、直近6年間で3倍に拡大しており、これをさらに加速化させるため、基準年(29年3月末時点)から3年間で3倍に拡大させることとした。
イ 食品製造事業者におけるHACCPの考え方に基づく衛生管理を実施している事業者の割合	29%	28年度	80%	33年度	-	-	30%	40%	50%	中小規模層の食品製造事業者におけるHACCP導入率は、平成28年度に45%と着実に増加しているところ。他方、諸外国でHACCPの義務づけが進んでいるという国際情勢と、食中毒件数が下げ止まる中で食品安全の向上という社会的要請に対応していくためには、小規模の事業者も含めてHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及を図っていくことが重要であることから、小規模の事業者も含めた食品製造事業者全体の取組状況を指標とする必要がある。 また、厚生労働省の有識者検討会のとりまとめを受け、業界団体が食品・業態ごとにHACCPの考え方に基づく衛生管理のための手引書を作成する予定であることから、手引書に従って衛生管理を行っている事業者も含めて導入状況の評価する必要がある。 このため、「食品製造事業者におけるHACCPの考え方に基づく衛生管理を実施している事業者の割合」を測定指標として選定した。 目標値については、平成32年度までに概ね全ての食品・業態でHACCPの考え方に基づく衛生管理のための手引書が作成され、その上で手引書が整備された食品・業態の事業者が順次HACCPの考え方に基づく衛生管理を導入するものとして設定した。また、平成29年度から平成33年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定の割合で増加するのに加え、平成32年度までに手引書が整備されることにより、導入が加速するものとして設定した。

<p>施策(2)</p>	<p>食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保</p>									
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>食品表示は、消費者が食品の内容を正確に理解し、商品を選択していく上で判断の前提となるものである。また、食品トレーサビリティにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等を迅速に実施できることは、事業者の社会的信用に寄与するものである。 このため、不適正表示の監視・取締り、適正な表示に向けた食品事業者への指導・啓発等及び食品トレーサビリティの取組の推進により、食品に対する消費者の信頼の確保を図る。</p>									
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>食品表示の遵守状況の確実な改善</p>									
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>ア 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率</p>	<p>2%</p>	<p>25年度から27年度までの平均</p>	<p>1.0%以下</p>	<p>32年度</p>	<p>27年度 10%以下</p>	<p>28年度 1.8%以下</p>	<p>29年度 1.6%以下</p>	<p>30年度 1.4%以下</p>	<p>31年度 1.2%以下</p>	<p>食品表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を確保するために表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現に向けた取組目標を設定した。 これまで、消費者の食品の産地に関する関心の高まりや食品偽装表示事件を受け、生鮮食品の原産地表示及び加工食品の義務表示事項の適正化に向け、具体的な目標値(10%)を定めてきており、平成24年度時点で、生鮮食品は5.7%、加工食品は9.8%と、ともに10%の目標値を達成したところ。 しかし、 ①調査対象事業者の中からの抽出調査であり、毎年調査対象の事業者が異なること ②偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けること ③實際上、過失による一時的な違反が生じること を考慮し、また、当時、食品表示法に基づく新たな食品表示基準及び執行体制が検討されていたことから、26年度及び27年度の生鮮食品及び加工食品の目標値は、引き続き「10%以下」とし、28年度以降については、食品表示法の施行(平成27年4月)後1年間の監視結果を踏まえ、検討を行うこととしていたところ。 平成27年度の不適正表示率は、生鮮食品が0.6%、加工食品が2.3%とさらに改善しているが、平成28年度から平成32年度までの目標設定に当たっては、 ①調査対象事業者が毎年異なること等を考慮し、「平成25年度から平成27年度までの平均」を基準値とし、 ②平成32年度の目標値については、更なる引き下げを図るため、生鮮食品及び加工食品ともに1.0%以下とし、 ③平成28年度から平成31年度までの年度毎の目標値については、毎年度、一定の割合での引き下げを図るものとして設定した。</p>
<p>イ 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率</p>	<p>5%</p>	<p>25年度から27年度までの平均</p>	<p>1.0%以下</p>	<p>32年度</p>	<p>27年度 10%以下</p>	<p>28年度 4.2%以下</p>	<p>29年度 3.4%以下</p>	<p>30年度 2.6%以下</p>	<p>31年度 1.8%以下</p>	<p>食品表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を確保するために表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現に向けた取組目標を設定した。 これまで、消費者の食品の産地に関する関心の高まりや食品偽装表示事件を受け、生鮮食品の原産地表示及び加工食品の義務表示事項の適正化に向け、具体的な目標値(10%)を定めてきており、平成24年度時点で、生鮮食品は5.7%、加工食品は9.8%と、ともに10%の目標値を達成したところ。 しかし、 ①調査対象事業者の中からの抽出調査であり、毎年調査対象の事業者が異なること ②偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けること ③實際上、過失による一時的な違反が生じること を考慮し、また、当時、食品表示法に基づく新たな食品表示基準及び執行体制が検討されていたことから、26年度及び27年度の生鮮食品及び加工食品の目標値は、引き続き「10%以下」とし、28年度以降については、食品表示法の施行(平成27年4月)後1年間の監視結果を踏まえ、検討を行うこととしていたところ。 平成27年度の不適正表示率は、生鮮食品が0.6%、加工食品が2.3%とさらに改善しているが、平成28年度から平成32年度までの目標設定に当たっては、 ①調査対象事業者が毎年異なること等を考慮し、「平成25年度から平成27年度までの平均」を基準値とし、 ②平成32年度の目標値については、更なる引き下げを図るため、生鮮食品及び加工食品ともに1.0%以下とし、 ③平成28年度から平成31年度までの年度毎の目標値については、毎年度、一定の割合での引き下げを図るものとして設定した。</p>
<p>目標② 【達成すべき目標】</p>	<p>食品トレーサビリティの取組の拡大</p>									
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>ア 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率</p>	<p>70%</p>	<p>26年度</p>	<p>75%</p>	<p>31年度</p>	<p>27年度 71%</p>	<p>28年度 72%</p>	<p>29年度 73%</p>	<p>30年度 74%</p>	<p>31年度 75%</p>	<p>食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、より多くの事業者が取り組まれることが必要であるが、特に生産者の取組が遅れていたことから、生産者の取組率を指標として設定した。 生産者の取組割合は、平成24年度69.7%、平成25年度68.8%、平成26年度70.1%と横ばいとなっていたところ。 平成27年度は実践的なマニュアル(農業編、畜産業編)を作成し、平成26年度に作成した漁業編と併せ生産者向けのマニュアルが揃ったことから、これらのマニュアルを活用することにより、生産者の出荷記録の保存の取組率を増加させ、全生産者の75%が取り組むことを目標とする。</p>
<p>イ 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率</p>	<p>44%</p>	<p>26年度</p>	<p>50%</p>	<p>31年度</p>	<p>27年度 45%</p>	<p>28年度 46%</p>	<p>29年度 47%</p>	<p>30年度 48%</p>	<p>31年度 50%</p>	<p>食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、特に入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組は、消費者の信頼の確保に大きく寄与するものであるが、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率は、平成25年度46.1%、平成26年度44.0%と取組が進んでいないことから、この取組率の増加を目標とした。 目標値は、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を、全流通加工業者の半数(50%)とする。</p>

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成29年行政事業レビュー 事業番号
	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]				
(1) 農薬取締法 (昭和23年)	-	-	-	-	-	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	-
(2) 農業改良助長法 (昭和23年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与する。	-
(3) 肥料取締法 (昭和25年)	-	-	-	-	-	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	-
(4) 農林物資の規格化等に関する法律 (昭和25年)	-	-	-	-	-	日本農林規格(JAS規格)の制定、普及により、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図る。 これにより、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与する。	-
(5) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和29年)	-	-	-	-	-	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	-
(6) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法) (平成10年)	-	-	-	-	(1)-②-イ	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備(高度化基盤整備)に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。	-
(7) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年)	-	-	-	-	-	BSEのまん延防止措置の確実な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与する。	-
(8) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成21年)	-	-	-	-	-	愛玩動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な愛玩動物用飼料の確保により、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与する。	-
(9) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成22年)	-	-	-	-	-	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与する。	-
(10) 食品表示法 (平成27年)	-	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。	-
(11) 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 (平成18年度) (主)	274 (257)	236 (234)	191 (184)	136	(1)-①-ア (1)-①-イ	食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質・有害微生物の汚染実態調査を実施。得られた科学的データに基づき、必要に応じて安全性向上対策を策定・実施し、国民の健康保護に寄与する。	0005
(12) 消費・安全対策交付金 (平成17年度) (関連:29-⑤、⑫)	3,395の内 数 (3,093の 内数)	3,145の内 数 (3,100の内 数)	2,227の内 数 (2,169の内 数)	1,910の内数	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①国産農畜産物の安全性の向上、②食品トレーサビリティの普及、③伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止。 地方の自主性の下、①の取組の有害化学物質・微生物による食品汚染の実態等の汚染低減対策により、健康リスクの低減に資する。また、②の取組の生産者等のトレーサビリティの取組の普及により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止に寄与する。更に、①及び②の取組により、食の安全及び安定供給に寄与する。	0048
(13) 産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連:29-⑨、⑪、⑬、⑭)	2,882の内 数 (2,029の 内数)	2,193の内 数 (1,973の 内数)	5,186の内 数 (3,470の 内数)	2,355の内数	(1)-②-ア	国民への食料の安定供給を図るため、産地の収益力向上に向けた取組や食料自給率向上に向けた生産拡大の取組等を支援。 GAPの指導者や生産者リーダーを養成する研修会の開催等のGAPの導入支援や質の向上により、国産農産物の安全性及び安定供給に寄与する。	0145

(14)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (関連: 29-⑨、⑩)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409	(1)-②-ア	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与する。	0132
(15)	食品の品質管理体制強化対策事業 (平成26年度) (関連: 29-③)	236 (228)	205 (204)	169 (166)	169	(1)-②-イ	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、HACCP手引書作成等を行う。 この支援措置により、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与する。	0015
(16)	産地表示適正化対策事業委託費 (平成24年度) (主)	19 (16)	19 (19)	15 (14)	13	(2)-①-ア (2)-①-イ	科学的な分析により得られる原産地判別データを活用して、効果的・効率的な取締を実施するため、原産地を推定する技術を持つ民間分析機関に対して、分析を委託する。これにより、食品表示の適正化に寄与する。	0006
(17)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 (平成13年度) (主)	6,691 (6,690)	6,753 (6,753)	6,806 (6,804)	6,603	(2)-①-ア (2)-①-イ	①農業取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への立入検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器を整備する。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。	0002
(18)	トレーサビリティ対策事業 (平成15年度) (主)	254 (239)	247 (245)	234 (231)	230	(2)-②-ア (2)-②-イ	牛肉の流通段階における個体識別番号の適正表示・伝達状況をDNA鑑定の実施により科学的に検証し、不一致が認められた事業者に対しては必要な是正措置を講ずべき旨の行政指導等を行うなど、牛トレーサビリティ制度の精度向上に資する方策が講じられ、牛肉の流通に対する消費者の信頼性の確保に寄与している。 トレーサビリティの取組の推進により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止に寄与する。(平成27年度:事業終了)	0003
(19)	動物用医薬品対策事業 (昭和38年度) (主)	132 (116)	119 (112)	77 (71)	84	-	①動物用医薬品の有効性、安全性を確保するため、承認申請資料の国際的ガイドライン、技術革新に対応した医薬品及び再生医療等製品のガイドラインの作成、②新技術を活用したワクチンや、防疫上重要だが日本で発生がない疾病、市場規模が小さい家畜等に対する動物用医薬品、抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチンや代替薬等の開発及び供給の促進等を行う。 当該事業を通じ、有効で安全な動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。	0001
(20)	生産資材安全確保対策事業 (平成18年度) (主)	546 (430)	377 (370)	324 (262)	259	-	生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等のため、科学的データ(毒性試験、残留試験、実態調査等)の収集・分析を実施する。また、生産資材のリスク管理措置を推進するため、その基礎となる分析・試験法の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的データや分析・試験法に基づき、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施し、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与する。	0004
(21)	有害微生物リスク管理強化対策事業委託費 (平成27年度) (主)	-	9 (8)	8 (7)	7	-	微生物の自主検査を行うためのガイダンスの作成に当たり必要な情報を収集するため、生産者等に対する野菜の衛生管理の理解を促進するための指導、野菜や、施設等を対象とした微生物検査、野菜の衛生管理指針の取組状況に関するアンケート調査等を実施する。 ガイダンスを作成し、野菜の衛生管理の実践を促すことを通じて、食品の安全性を向上させるとともに、国民の健康保護に寄与する。	0007
(22)	食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費 (平成29年度) (主)	-	-	-	21	(2)-①-イ	加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入に向け、中小規模の食品製造業者等に対し、表示方法のほか、原料・製品等の管理方法、記録の作成方法等の優良事例を調査し、取り組みやすいマニュアルの作成を行い、作成したマニュアルを活用したセミナーを開催する。 これにより、食品表示に対する消費者の信頼の確保に寄与する。	新29-0001
(23)	安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究 (平成28年度) (関連: 29-⑩)	-	-	120の内数 (115の内数)	108の内数	-	食品安全、動物衛生及び植物防疫等の分野において、適切なリスク管理措置等を講じるため、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究として、食品中の危害要因の分析法やリスク低減技術を開発するほか、動物疾病・植物病害虫の検査法や発生・まん延を防止するための技術の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的知見を食品安全、動物衛生及び植物防疫等の行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農林水産物の安定供給に寄与する。	0182
政策の予算額[百万円]		/	8,816 <0>	8,688 <0>	8,353			
政策の執行額[百万円]		/	8,551 <0>	8,351	/			

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成29年行政事業レビュー 事業番号
	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 放射性物質による農畜産物等影響 実態調査対策 (平成24年度)	424 (256)	261 (105)	208 (71)	161	-	東日本大震災における原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に放出されたことを踏まえ、放射性物質による農畜産物・特用林産物・農地土壌等への影響の実態を調査することにより、放射性物質による農地土壌等を通じた農畜産物等の汚染、食品衛生上の基準値を超える農畜産物等の流通及び消費者への健康被害の未然防止に向けた取組の推進に寄与する。	0082
(2) 【参考:復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度)	-	-	-	4,710	(1)-②-ア	福島県における第三者認証GAP等の取得を促進することにより、生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化に寄与する。	新29-0005

(注1)「予算額計」欄及び「29年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	食品からの推定摂取量:トータルダイエツスタディ(厚生労働省)(注11)
		達成度合の判定方法	厚生労働省が実施しているトータルダイエツスタディのデータ等を用いて、危害要因の推定摂取量と耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (耐容摂取量未満:A(おおむね有効)、耐容摂取量を超過:C(有効性に問題がある))	
	指標(イ)	把握の方法	(1)日本人の食品群ごとの平均摂取量:国民健康・栄養調査(厚生労働省) (2)魚介類中のダイオキシン類濃度:水産物中のダイオキシン類含有実態調査結果(農林水産省) ※食品からのダイオキシン類一日摂取量調査(厚生労働省)によると、日本人の食品からのダイオキシン類摂取のうち、魚介類の寄与は約9割と推定。	
		達成度合の判定方法	厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、危害要因の摂取量を推計し、耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (耐容摂取量未満:A(おおむね有効)、耐容摂取量を超過:C(有効性に問題がある))	
	目標②	指標(ア)	把握の方法	農林水産省生産局農業環境対策課調べ:JGAPおよびGLOBALG.A.P.の運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り
		達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-28年度基準値)/(当該年度目標値-28年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	
指標(イ)	把握の方法	「食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査」(食料産業局食品製造課)を実施して、導入率を把握する。		
	達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値(28年度))/(当該年度の目標値-基準値(28年度))×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満		
施策(2)	目標①	指標(ア)(イ)	把握の方法	地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を集計して把握。
			達成度合の判定方法	A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合
	目標②	指標(ア)(イ)	把握の方法	農林水産省が行う調査による。
			達成度合の判定方法	各年度の達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)÷(当該年度目標値-基準値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	食品のトレーサビリティ	生産・加工及び流通の特定の1つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。トレーサビリティを確立することにより、食品事故発生時の食品回収等をより迅速に行うことが可能となる。
注2	食品の安全性に関するリスク管理	科学的な知見に基づいてリスク低減が必要なハザードを特定し、全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証、見直しを行うこと。
注3	カドミウム	鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属
注4	ダイオキシン類	主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される化学物質で、強い毒性を示し、難分解物質であるとともに、環境中の生物や人体の脂肪組織に蓄積することが知られている。ダイオキシン類は、一種類ではなく、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン135種類、コプラナーPCB十数種類の総称で、そのうち毒性があるものとされるものはそれぞれ7種類、10種類、12種類ある。
注5	農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質及び有害微生物	有害化学物質はカドミウムやアフラトキシン等28種類、有害微生物はカンピロバクター、腸管出血性大腸菌等6種類が設定されている。
注6	耐容摂取量	ある物質を一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大の摂取量。物質の毒性により1日当たり(TDI : tolerable daily intake)、1週間当たり(TWI : tolerable weekly intake)、又は1ヵ月当たり(TMI : tolerable monthly intake)で定められ、体重1kg当たりの量で表される。主に汚染物質の毒性指標として使われる。
注7	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)、排出ガス、排水に関する規制及び、汚染土壌に係る措置等を整備。 なお、農林水産省では、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の実態調査を実施。
注8	GAP(農業生産工程管理)	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための、関連する生産工程管理の取組のこと。
注9	国際水準GAP	農業において、食品安全、環境保全、労働安全はもとより、人権保護や農場経営管理に関する取組など、国際的な取引で求められる持続可能性を確保するための、関連する生産工程管理の取組のこと。
注10	HACCP	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し(危害要因分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。
注11	トータルダイエツトスタディ	摂取量を推定する方法の一つ。人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。微生物の摂取量推定には適さない。